

岡山県高等学校商業教育協会規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、岡山県高等学校教育研究会商業部会と表裏一体となり、本県商業教育の振興発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、岡山県高等学校商業教育協会と称する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務所は当分の間理事長の在勤する学校内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第一条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 商業教育に関する調査研究
- 二 講習会、講演会、教科研究会等の開催および機関誌の発行
- 三 岡山県検定委員会の助成
- 四 各種競技会の実施
- 五 その他商業教育振興に必要な事項

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、下に掲げる者とする。

- 一 商業に関する学科（以下「商業学科」という。）を置く高等学校（以下「会員校」という。）の校長、副校長、教頭、商業教科担当教員
- 二 商業学科を置かない高等学校で商業教科担当教員が2名以上在籍する高等学校が、本会に加入する意思表示をした場合には会員校と認める。当該高等学校の校長、副校長、教頭、商業教科担当教員を会員とする。
- 三 会員校の商業教科以外の教科担当教員
会員校の商業教科以外の教科担当教員であっても、本会に加入する意思表示をした場合には会員と認めることができる。

第三章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

理 事 長	1 名	事務局 長	1 名
副理事長	2 名	事務局 次長	2 名
常任理事	会員校 1 名	事務局 次長補佐	1 名
理 事	会員校 2 名	事務局 書記	1 名
監 事	2 名		

- 2 役員任期は原則として二年とする。
補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 本会に顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次の方法による。

- 一 常任理事は、会員校の校長をもってこれに充てる。
- 二 理事長、副理事長、監事は常任理事会において互選する。
- 三 理事は、会員校の副校長、教頭及び商業主任をもって充てる。
ただし、商業学科を置かない高等学校にあっては、商業主任を商業教科担当教員の代表者と読替えるものとする。
- 四 事務局長・事務局次長・事務局次長補佐・事務局書記は、理事長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務を次のとおり定める。

- 一 理事長は、本会を代表し会務を統理し、会議の議長となる。
- 二 副理事長は、理事長を補佐するとともに、教頭会・商業主任会の会務の効率的な運営に当たる。
- 三 常任理事は、会務の企画運営をつかさどる。
- 四 理事は、会務を審議する。
- 五 監事は、会計を監査する。
- 六 事務局長以下事務局役員は、理事長の命を受け、別表1に掲げる職務を行う。

第四章 会 議

(会議の種類)

第9条 会議を分けて常任理事会、委員長会、理事会、教頭会、副委員長会、商業主任会とする。会議は、構成員の二分の一以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

(常任理事会の任務)

第10条 常任理事会は、毎年一回以上理事長が招集し、重要な会務並びに協会運営上の諸問題を審議・議決する。

(委員長会の任務)

第11条 委員長会は、各部の委員長を毎学期一回以上、必要に応じ理事長が招集し、本協会の運営にあたる。

(理事会の任務)

第12条 理事会は、毎年一回以上理事長が招集し、次の任務を行う。

- 一 常任理事会から付託された事項の調査、研究
- 二 本会の予算、決算、規約の改正の審議
- 三 その他重要な事項の協議

(教頭会の任務)

第13条 教頭会は、毎年一回以上理事長が招集し、商業教育に関する諸問題を研究協議する。

- 2 教頭会に会長を置く。教頭会会長は、副校長、教頭の互選により選出する。
- 3 教頭会に副委員長会を置く。教頭会会長は副委員長会会長を兼任する。
- 4 副委員長会は、次の任務を遂行する。
 - 一 各分野研究委員会の推進・まとめ役としての副委員長共通の課題解決に努める。
 - 二 各分野研究委員会の相互協力や連携強化を図る。
 - 三 体系的な教員研修の企画等を担当する。

(商業主任会の任務)

第14条 商業主任会は、毎年一回以上理事長が招集し、商業教育振興対策・教育課程・商業教科の諸問題について協議する。

2 商業主任会に班を置き、次の業務を担当する。

- 一 広報活動班 機関誌・HP等広報全般を担当する。
- 二 商研大会班 県商業教育研究大会の企画運営を担当する。
- 三 総合研究班 総合的科目群に属する科目の研究を担当する。

第五章 部・競技委員会

(企画

(部・競技委員会役員)

第17条 各部・競技委員会に次の役員を置く。

委員長 各1名
副委員長 若干名
運営委員 " (各部)
競技委員 " (競技委員会)

2 運営委員及び競技委員の任期は原則として二年とする。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部・競技委員会役員の選出)

第18条 委員長は、常任理事会において互選する。

2 副委員長は会員の中から委員長の推薦のもとに、委員長会において調査、選出する。

3 運営委員及び競技委員は、原則として会員校の教員から選出する。

(部・競技委員会役員の任務)

第19条 各部・競技委員会役員の任務を次のとおり定める。

一 委員長は、当該委員会の企画・運営をつかさどる。

二 副委員長は、委員長を補佐する。

三 運営委員及び競技委員は、各部及び競技委員会の企画・研究・運営を担当する。

第六章 経費及び会計

(経費)

第20条 本会の経費は、次のものによる。

- 一 補助金及び寄附金
- 二 財団法人全国商業高等学校協会からの助成金
- 三 学校から拠出する会費

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第22条 本規約は、昭和32年4月1日から実施する。

第23条 本規約実施に当たり必要な事項は、常任理事会において決定する。

昭和35年4月1日	一部追加	昭和62年4月1日	一部改正
昭和39年4月1日	一部削除	平成元年4月1日	一部改正
昭和44年4月1日	一部改正追加	平成7年4月1日	一部改正
昭和46年4月1日	一部改正	平成9年4月1日	一部改正
昭和49年5月18日	一部改正追加	平成13年4月1日	一部改正
昭和50年4月1日	一部改正追加	平成15年11月18日	一部改正
昭和51年4月1日	一部改正	平成17年5月6日	一部改正
昭和52年4月1日	一部改正	平成18年5月1日	一部改正
昭和55年4月1日	一部改正	平成19年1月26日	一部改正
昭和56年4月1日	一部改正	平成21年4月16日	一部改正
昭和58年4月1日	一部改正		